



新潟北

土地改良区だより

第4号 令和2年6月発行
新潟北土地改良区

新潟市北区新井郷505番地

TEL (025) 387-2452

FAX (025) 387-2746

E-mail: niigatakitadokai

@sage.ocn.ne.jp

http://niigatakita.com/



<建設中の万十郎川排水機場>

※令和2年4月1日現在

土地改良区の組織・運営状況

賦課地積	田 4,069 ha 畑 170 ha	組合員数	3,853人	総代定数	60人	理事定数	13人	監事定数	3人
------	------------------------	------	--------	------	-----	------	-----	------	----

補助機関	名称	人員	職員	事務長 1人		現場補助員
				総務課	工務課	
	報酬等審議委員会	7人				県営用水管理人 7人 揚排水機取扱者 107人
	用水調整委員会	34人				
	維持管理委員会	162人				
			総務課長 1人 庶務係 3人 会計係 4人 再任用職員 1人	工務課長 1人 工事係 3人 土地係 3人 臨時職員 2人		

施設の状況	延長		☆ 本地域の主なかんがい用水源は、一級河川阿賀野川水系阿賀野川、新井郷川、新発田川、福島潟放水路、二級河川加治川水系加治川と万十郎川より取水しています。
	延長	延長	
用水路	1432路線	延長 468km	★ 本地域の排水系統は、一級河川阿賀野川水系新井郷川、新発田川、駒林川、大通川、福島潟放水路区域と一級河川阿賀野川水系阿賀野川（本流）区域に区分されます。
排水路	1605路線	延長 520km	
揚水機場	124箇所		
排水機場	35箇所		
農道	1211路線	延長 423km	

理事長 あいさつ

広報誌発行にあたり、一言ご挨拶申しあげます。組合員の皆様方におかれましては、日頃より土地改良区の事業運営に多大なるご理解とご協力をいただき、心より厚くお礼申しあげます。

今冬は冬型の気圧配置が弱く暖冬小雪となり、平野部ではほとんど雪が降らないシーズンでした。そのため、水不足の懸念がありましたが田植も比較的順調に進み、9割方終えている状況であります。

先般の第3回通常総代会は、新型コロナウイルス感染症の状況下のもと国・県の指導を受け、特例措置として初めて書面議決を実施いたしました。当日役員は正副理事長及び第1理事並びに総括監事の4名、職員は5名、総代は書面議決55名を含む58名にて臨み、議長に小林啓介氏を、議事録記名人には橋本隆栄氏及び小林英之氏が選ばれ、各議案について逐次審議した結果賛成多数にて可決となりました。内容につきましては、後記していますのでご高覧いただければありがたく存じます。

今回の新型コロナウイルス禍は、社会や経済だけでなく農業にも多大な影響を及ぼしています。TPP等や市場価格の低下に悩まされる中、緊急事態宣言に伴う外出自粛や学校の休校措置により、本来消費されるはずだった食材の供給が止められています。そのため農産物がさらに価格低下へと陥り、なかでも高級国産牛肉に携わる畜産農家といちご狩り等の観光農園に至っては深刻な状況になりつつあります。また、米の需要も飲食店の休業等により大きく低迷し、今秋の米価が下落するのではと懸念されています。

また、マスク不足を発端として、日本は安価を理由に近隣諸国へ生産力を依存しすぎたため、今回の物資不足と価格高騰を引き起こし、体制の脆弱さが明らかとなりました。

その様なことから、国内における地産地消及び自給率の向上が重視されています。

ロックダウン(都市や国境の封鎖)がいつ起こるかわからない今日において、生命の源である「食」を守るためには、いかに農業の担い手不足と離農を解消し、食料自給率を向上させて安定した供給ができるか問われています。

一刻も早い感染の収束を願うとともに、政府には「皆が安全に暮らせる新しい体制作り」と「自給自足の向上」を要望しつつ、農業の安定に繋げる所存であります。

最後になりますが、今後も皆様と共に役職員力を合わせて、土地改良事業運営や農業の発展と向上に取り組んで参りますので、これからもご協力をお願い申しあげます。



理事長 加藤 豊

役員紹介

理事長	加藤 豊	[第1被選挙区 嘉山]	副理事長	仲川 信吉	[第3被選挙区 笹山]
理事	金子 精一	[第2被選挙区 太田]	理事	渡邊 博務	[第3被選挙区 鳥屋]
理事	豊島 平一郎	[第1被選挙区 高森新田]	理事	中川 喜吉	[第3被選挙区 新崎]
理事	平井 正廣	[第1被選挙区 内沼]	理事	相馬 富男	[第1被選挙区 山飯野]
理事	山田 進	[第2被選挙区 太田]	理事	帆刈 勝彦	[第3被選挙区 笠柳]
理事	伊藤 和重	[第1被選挙区 岡新田]	理事	渡邊 豊	[第1被選挙区 長戸呂]
理事	登石 春雄	[第1被選挙区 下土地亀]			

<理事定数13名 平成30年4月1日就任・令和4年3月31日任期満了>

総括監事	曾我 権次	[第1被選挙区 浦木]	監事	小川 竹男	[第2被選挙区 葛塚]
監事	本間 松	[第3被選挙区 下大谷内]			

<監事定数3名 平成30年4月1日就任・令和4年3月31日任期満了>

第3回通常総代会を開催

日時:令和2年3月14日(土) 午後1時30分

当改良区事務所会議室において、令和2年度の予算と事業計画を中心とした第3回通常総代会が開催されました。

今回の総代会開催にあたり、北陸農政局から新型コロナウイルス感染症対策として会議の縮小要請があり、特例措置による書面議決での開催となりました。

当日までに提出された書面議決は、定款変更に必要な定数3分の2以上の承認をいただき、議長は小林啓介総代(中黒山)を選任いたしました。次いで、各議案を慎重審議した結果、第12号及び第17号議案において一部不賛成がありましたが、全議案とも賛成多数で可決されました。

組合員皆様への負担を少しでも軽減すべく、理事会で再三にわたり審議し、各種補助事業の取り組みと情報公開に努めながら、適正な土地改良区運営を行うことを確認した総代会となりました。



議長 小林 啓介 総代

定 数	60名	欠 員	1名	現在総数	59名
出席者	58名	書面議決	55名	欠席者	1名

- 第1号議案 平成31年度一般会計収支補正予算議決について
- 第2号議案 平成31年度特別会計地区除外決済金積立金収支補正予算議決について
- 第3号議案 平成31年度特別会計財政調整基金積立金収支補正予算議決について
- 報告第1号 平成31年度中間監査報告について
- 第4号議案 土地改良区基本財産の処分について
(旧葛塚土地改良区、旧木崎濁川土地改良区事務所跡地)
- 第5号議案 令和2年度新規県営福島潟地区農業用排水施設整備
(かんがい排水「集積型」)事業の実施議決について
- 第6号議案 令和2年度新規団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業の実施議決について
- 第7号議案 令和2年度新規団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業の実施議決について
- 第8号議案 利水調整規程の制定並びに定款・規約の一部変更議決について
- 第9号議案 土地改良事業計画(維持管理計画書)の変更について
- 第10号議案 令和2年度事業計画について
- 第11号議案 令和2年度新規土地改良施設維持管理適正化事業の実施議決について
- 第12号議案 令和2年度一般会計収支予算議決について
- 第13号議案 令和2年度特別会計職員退職給与積立金収支予算議決について
- 第14号議案 令和2年度特別会計地区除外決済金積立金収支予算議決について
- 第15号議案 令和2年度特別会計財政調整基金積立金収支予算議決について
- 第16号議案 令和2年度特別会計耕作条件改善事業費収支予算議決について
- 第17号議案 令和2年度特別会計農道補修機械維持管理費収支予算議決について
- 第18号議案 賦課金の賦課及び徴収方法等の議決について
- 第19号議案 一時借入金の議決について
- 第20号議案 歳計現金の預入先議決について
- 第21号議案 積立金の繰替運用について
- 第22号議案 役員報酬等の議決について
- 第23号議案 令和2年度地区除外決済金に係る決済額について
- 第24号議案 加治川沿岸土地改良区連合に所属する土地改良区の減少について

令和2年度 新潟北土地改良区収入支出予算

事業年度／令和2年4月1日～令和3年3月31日

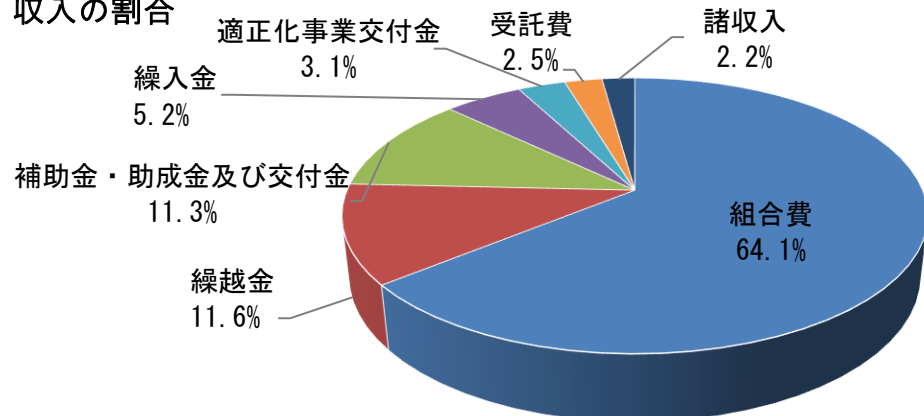
(単位:千円)

1. 一般会計

707,306千円(H31予算対比:82.7%)

収入科目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	割合
組合費	453,721	450,335	3,386	64.1%
繰越金	82,055	184,682	△ 102,627	11.6%
補助金・助成金及び交付金	80,078	62,906	17,172	11.3%
繰入金	36,492	78,294	△ 41,802	5.2%
適正化事業交付金	22,140	27,090	△ 4,950	3.1%
受託費	17,507	17,507	0	2.5%
諸収入	15,313	34,100	△ 18,787	2.2%
収入計	707,306	854,914	△ 147,608	100.0%

収入の割合

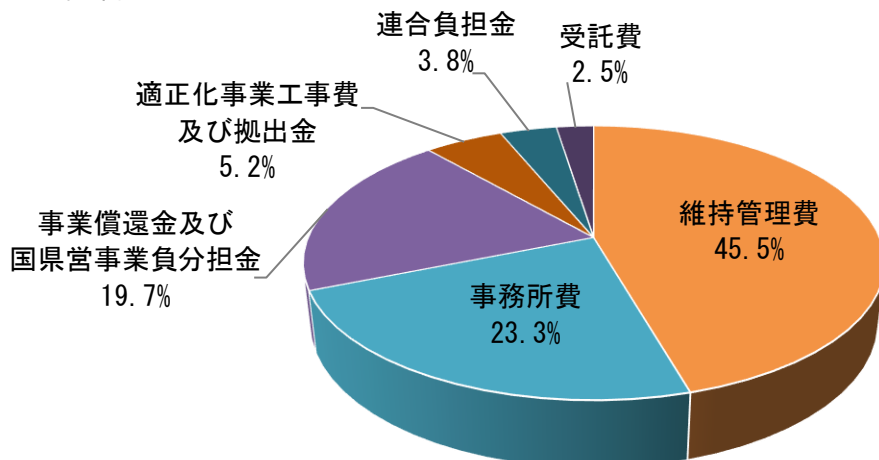


【組合費の内訳】

経常賦課金	367,429	81.0%
特別賦課金	86,292	19.0%

支出科目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	割合
維持管理費	321,975	358,060	△ 35,331	45.5%
事務所費	165,293	196,093	△ 30,800	23.3%
事業償還金及び国県営事業負担金	139,022	209,272	△ 69,630	19.7%
適正化事業工事費及び拠出金	36,874	47,447	△ 10,573	5.2%
連合負担金	26,635	26,535	100	3.8%
受託費	17,507	17,507	0	2.5%
支出計	707,306	854,914	△ 146,234	100.0%

支出の割合



【維持管理費の内訳】

①管理費	259,793	80.7%
②耕作条件改善 地元負担金	27,825	8.7%
③積立金	17,491	5.4%
④繰替運用返済金	11,623	3.6%
⑤各事業区へ	5,243	1.6%

令和2年度組合費の10a当り賦課額一覧表

(単位:円)

地区名	10a当り合計額		事務所費		地区維持管理費		地区揚水機費		地区事業償還金		事業負・分担金	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
大沼第1区	12,054	798	3,400		3,930	460	2,800				1,924	338
大沼第2区	10,254	438	3,400		2,130	100	2,800				1,924	338
大沼第3区	13,004	988	3,400		4,880	650	2,800				1,924	338
大沼第4区	16,254	1,638	3,400		8,130	1,300	2,800				1,924	338
大沼第5区	12,154	818	3,400		4,030	480	2,800				1,924	338
大沼第6区	17,889	488	3,400		1,190	150	830		10,890		1,579	338
大沼第7区	13,044	1,238	3,400		6,130	900	1,590				1,924	338
大沼第8区	15,379	1,308	3,400		2,640	440	5,110		2,650	530	1,579	338
飯野鼻地区	10,919	1,158	3,400		4,540	820	1,400				1,579	338
福島潟地区	8,900	8,900	3,400	3,400	5,500	5,500						
堀田地区	11,559		3,400		5,435		800				1,924	
県圃第2地区	10,889	428	3,400		2,265	90	3,300				1,924	338
第2区長場地区	8,139	538	3,400		2,815	200					1,924	338
第2区浦木地区	7,989	508	3,400		2,665	170					1,924	338
杓子潟地区	11,389	1,108	3,400		5,665	770	400				1,924	338
上土地亀地区	9,939	898	3,400		4,615	560					1,924	338
下土地亀地区第3区	13,159	1,398	3,400		7,115	1,060	720				1,924	338
下土地亀地区第4区	11,419	1,028	3,400		5,265	690	830				1,924	338
長浦第6区	10,539	458	3,400		2,415	120	2,800				1,924	338
平林地区	8,389	588	3,400		3,065	250					1,924	338
県圃第3地区	13,759	4,338	3,400		2,315	100	2,220		3,900	3,900	1,924	338
丸池地区	12,930		3,400		2,075		3,200		3,820		435	
潟堀地区	10,635	1,615	3,400		3,775	800	670		2,445	815	345	
縄内地区	12,139	1,338	3,400		6,815	1,000					1,924	338
大久保地区	12,339		3,400		4,665		2,350				1,924	
県圃地区	10,339	418	3,400		2,215	80	2,800				1,924	338
高森地区	10,619		3,400		5,085		210				1,924	
高森新田地区	10,339	418	3,400		2,215	80	2,800				1,924	338
岡方第7区	8,139	518	3,400		2,715	180	100				1,924	338
三ッ森川原地区	20,645	4,235	3,400		2,975	320	7,300		6,580	3,915	390	

地区名	10a当り合計額		事務所費		地区維持管理費		地区揚水機費		地区事業償還金		事業負・分担金	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
葛塚県圃事業区												
第1工区	8,185	1,486	3,400		2,850	1,140	500				1,435	346
第2工区	9,585	1,486	3,400		2,850	1,140	1,900				1,435	346
棕新田事業区	19,180		3,400		14,345						1,435	
源兵衛分垂口 事業区	10,085		3,400		5,250						1,435	
葛塚第3事業区	11,285	2,366	3,400		5,050	2,020	1,400				1,435	346
岡村圃事業区												
東部用水	10,685	1,926	3,400		3,950	1,580	1,900				1,435	346
東部用水 大沼郷	15,235		3,400		8,500		1,900				1,435	
六ヶ村用水	10,185	1,926	3,400		3,950	1,580	1,400				1,435	346
六ヶ村用水 乗通郷	8,785		3,400		3,950						1,435	
葛塚郷地区	8,235	1,016	3,400		2,000	670	1,400				1,435	346
嘉山前新田事業区	12,295	2,208	3,400		7,460	1,862					1,435	346
木崎第1事業区	10,625		3,400		4,920		1,740				565	
木崎第2事業区	10,065		3,400		4,360		1,740				565	
放水路右岸地区	9,850		3,400		4,710		1,740					
木崎第3事業区	10,295		3,400		6,330						565	
放水路右岸地区	13,080		3,400		6,680				3,000			
木崎第4事業区	8,400		3,400		5,000							
木崎第5事業区	10,104		3,400		4,740				1,399		565	
木崎大沼事業区		5,000				5,000						
濁川第1事業費	7,465	350	3,400		3,500	350					565	
濁川第3事業費	4,465	500	3,400		500	500					565	
濁川第4事業費	7,865	390	3,400		3,900	390					565	
濁川第5事業費	5,365	120	3,400		1,400	120					565	
濁川第6事業費	5,565	160	3,400		1,600	160					565	
大沼地区 未区画整理地	8,054		1,700		1,630		2,800				1,924	
岡方地区 未区画整理地	5,210		3,400		1,375				90		345	

令和2年度事業計画

～土地改良事業の促進と実施状況～

新規事業計画

①県営福島潟地区農業用排水施設整備（かんがい排水「集積型」）事業

事業期間	令和8年度まで
総事業費	3億5,320万円
申請施設	福島潟幹線排水路(排水フリューム HF(2000×2000) 付設替え L=1,175m)
負担割合	国 50%、県 27.5%、市 10%、農家 12.5%
受益面積	170.0ha
当年度事業費	1,700万円
本年度事業内容	測量試験費一式
当区負担金	2,125千円



☆ 同排水路は造成後50年を経過し、常に水位変動が激しいため軽量鋼矢板護岸は所々に腐食の穴が開き、背面土の流出による排水障害、畦畔の陥没崩壊が生じています。さらに放置すると正面堤防の決壊につながる恐れがあります。
幹線排水路を強化工事することにより排水力の底上げ並びに農地利用集積の促進を図る方針です。

②団体営 基幹水利施設ストックマネジメント事業

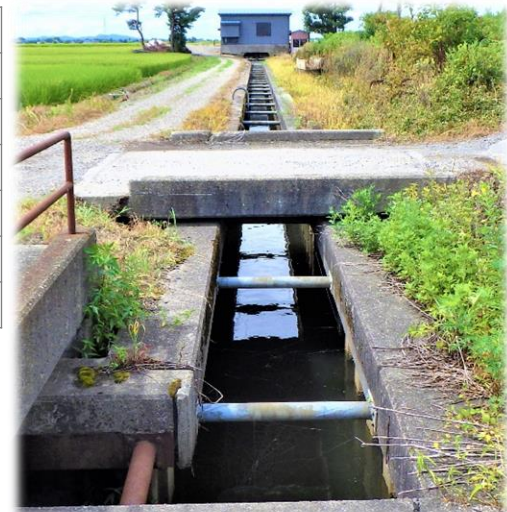
事業期間	令和2年度
総事業費	総額 15,000千円
対象施設と地区	本溝排水路(大瀬柳地先 本溝排水路地区)
補助率	国 50%、県 25%、市 10%、農家 15%
受益面積	1,245ha(豊栄地区 均等費)
工事内容	軽量鋼矢板更新(軽量鋼矢板工法)L=18.0m
当区負担金	2,250千円



☆ 地域農業の基幹施設として造成された本施設に対し、現在の劣化状況に応じた長寿命化工事を実施することで施設の機能を確保し、地域における継続的な営農に資すると共に、機能保全に係る将来的な経費負担の軽減を図ります。

③団体営 農業水路等長寿命化・防災減災事業

事業期間	令和2年度
総事業費	総額 3,100千円
対象施設と地区	内沼沖排水路(内沼沖地区)
補助率	国 50%、市 40%、地元 10%
受益面積	48.3ha(豊栄地区 大沼第8区)
工事内容	エキスパンドメタル鋼製蓋 L=67.5m
当区負担金	310千円



☆ 昭和55年に北蒲原地区で造成された排水路の沿岸道路ですが、他地区へまたぐ農耕者の通行も多く常時排水機が設置されています。

排水路は狭くて深い構造となっていること、また法面がなく排水路の存在が分かりにくいことから安全柵を設置して、転落事故・水難事故の防止を図ります。

継続事業計画

①国営加治川用水土地改良事業

事業期間	平成24年度から令和5年度
総事業費	270億円
事業量	ダム1箇所・頭首工3箇所改修、ため池1個新設、用水路21.2km改修、水管理施設一式
負担割合	一般施設:国 66.6%、県 17%、市 6%、農家 10.4% 基本施設(頭首工1,2):国 50%、県 19%、市 8%、農家 6.4%
受益面積	29.0ha
当年度事業費	1,700万円
当年負担	10a 3千円

☆ 農家負担の平準対策として、平成25年度から令和5年度まで11年間事前積立をします。

②県営阿賀野川右岸第1地区 かんがい排水事業と併せ行う農地防災排水事業

事業期間	平成21年度から令和4年度
総事業費	96億9,800万円
当区申請施設	万十郎川排水路、排水機場改修一式
当区施設総事業費	11億5,600万円
負担割合	かん排事業分:国 50%、県 25%、市 10% 農家 15% 農地防災事業分:国 55%、県 37%、市 8% 農家 0%
総合負担率	国 53.86%、県 34.28%、市 8.45%、 農家3.41%
本年度事業内容	排水機場工・排水路切替え工事一式
当年度負担金	210万円



☆ 同機場は福島潟に隣接する低平地が抱える浸水・湛水被害の軽減と万十郎川堤防決壊による洪水被害を解消するため、柳曲排水機場と万十郎川及び佐々木南部排水機場の3施設を統合した排水機場であり、年末より順次供用開始する予定です。

③県営阿賀野川右岸第3地区 かんがい排水事業と併せ行う農地防災排水事業

事業期間	平成26年度から令和3年度	
総事業費	24億9,300万円	
当区申請施設	福島潟2号排水機場の増設一式	放水路右岸排水機場の増設一式
当区施設総事業費	5億3,720万円	1億3,995万円
負担割合	基本率は第1地区と同じ	基本率は第1地区と同じ
総合負担率	国 52.94%、県 32.07% 市 8.82%、農家 6.17%	国 53.77%、県 34.05% 市 8.49%、農家 3.69%
本年度事業内容	用地買収費一式	当初計画予定なし
当区負担金	2,775千円	

④県管理事業 阿賀野川頭首工維持管理事業

事業期間	平成元年度から恒久的
事業費	当年概算額 7,899万円
対象施設	阿賀野川頭首工の年間維持管理業務一式
補助率	国 40%、県 30%、地元(関係3土改) 30%
受益面積	当区阿賀用水区域
当区地元分担金	2,860千円



⑤県管理事業 新井郷川排水機場維持管理事業

事業期間	昭和45年度から永年
事業費	総額要望額 414,409千円
対象施設	新井郷川排水機場の年間施設維持管理業務一式
補助率	国 50%、県 30%、地元(関係3土改) 20%
受益面積	8,526ha(当区受益面積3,480.4ha)
当区地元分担金	48,488千円 ※新潟市より50%助成金あり

⑥県管理事業 加治川沿岸関連事業

事業期間	恒久的
対象施設	加治川沿岸の幹線水路・頭首工の年間施設管理業務一式
受益面積	当区加治川沿岸用水区域
当区地元負担金	99千円

⑦阿賀野川右岸地区 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)

事業期間	平成30年度から令和4年度
補助率	国 50%、県 25%、市 25%、農家 0%
受益面積	当区加治川沿岸用水区域
補助金要請額	12,017千円 ※本年度、予防保全対策として180万円予算要求

⑧耕作条件改善事業

事業期間	令和元年度から令和3年度
当区申請地区	新潟北第2地区
補助率	国 50%、市 5%、地元 45% ※定額助成:52,500千円 用・排水路改修 国 50%、施工者負担 50% ※定額助成:2,194千円 区画拡大・暗渠排水設置
補助金要望額	総額54,694千円

⑨経営安定対策基盤整備緊急支援事業

事業期間	平成26年度から令和2年度
採択実施地区	大沼第6地区
本年度助成額	921千円

⑩土地改良施設 維持管理適正化事業

工事実施施設	県圃第3地区第2号揚水機場、大沼第4号補水機、下土地亀揚水機場、須戸揚水機場補給ポンプ、潟前揚水機場 計5施設
本年度加入施設	大沼第1号揚水機場。大沼第3号揚水機場(水管理施設) ※加入施設 合計23件

⑪関連事業

・福島潟広域基幹河川改修(大規模)事業【事業主体：新潟県河川整備課】

事業期間	平成15年度から令和4年度
本年度事業費	18億6千万円
事業内容	築堤、樋門・ゲート設置、掘削、承水路拡幅

・「多面的機能支払交付金」

葛塚農村環境保全管理広域協定運営委員会	3組織	令和2年度予算要望額	
		農地維持支払	122,611,100円
木崎濁川環境保全管理広域協定運営委員会	21組織	共同活動	67,164,960円
		長寿命化	168,625,360円 (H31割当額 58,463,286円 34.6%)
長浦岡方地域広域協定運営委員会	33組織		

ホームページができました

2020年4月1日より、新潟北土地改良区のホームページとフェイスブックを開設しました。
日々の活動内容やお知らせを掲載しており、トップページから用水計画をクリックすることで、新潟北土地改良区管内の用水計画に関する情報や地区ごとの表をご覧になれます。

URL:<http://niigatakita.com/>



※画面をクリックすると拡大できます。

※地図上のピンをクリックすると、揚水機場の名前と 運転時間を確認できます。

新潟北土地改良区のホームページ
新潟北土地改良区
 〒950-3361 新潟市北区新井郷505番地
 Tel:025-387-2452 Fax:025-387-2746


新潟北土地改良区
- NIIGATA KITA LAND IMPROVEMENT DISTRICT -

[トップページ](#)
 [土地改良区の概要](#)
 [用水計画](#)
 [組合員の皆様へ](#)
 [各種資料ダウンロード](#)
 [お問い合わせ・アクセス](#)



福島潟正面堤防の桜並木

最新情報・お知らせ

- 2020年4月1日 新潟北土地改良区のホームページを開設しました。

トップページ
[土地改良区の組織](#)
[土地改良区の詳細情報](#)
[「福島潟」について](#)

○職員配置図

風 間 事務長		高 野 会計主任		内 山 工務課長	
伊 藤	成 田	小 池	金 川	平 山	曾 我
総務課長	土地係長	庶務係長	会計係長	工事係主任	工事係長
高 橋	佐藤	川 崎	木 島	桑 野	青 柳
再任用職員	庶務主任	土地係主査	会計主任	工事土地係主事	土地工事係主査
		佐々木	田 中	今 村	
		臨時職員	臨時職員	会計係主事	

○各種お問い合わせ先

用水、排水、工事などの維持管理について
..... **工事係**

土地の境界、施設の使用許可などについて
..... **土地係**

賦課金をはじめとする会計業務について
..... **会計係**

収支予算、事業計画、会議などについて
..... **庶務係**

☆各係りまでお気軽にお問い合わせください。

賦課金の期限内納入にご協力下さい!!

◎納入期限

第1期	令和2年 7月31日	
	口座振替日 7月22日	県内金融機関
	口座振替日 7月27日	県外金融機関 ゆうちょ銀行
第2期	令和2年 11月30日	
	口座振替日 10月22日	県内金融機関
	口座振替日 10月27日	県外金融機関 ゆうちょ銀行

※ 納入期限と口座振替日が異なりますのでご注意ください。
口座振替の方は前日までに口座残高のご確認をお願いいたします。

☆賦課金の納入には口座振替が便利です!

組合員皆様の納入手続きの簡素化と徴収事務の合理化を図るため「口座振替」を主体に収納事務を行なっています。下記金融機関において納入手続きが出来ますのでご利用願います。

◆農業協同組合

新潟市農協：全 店 北越後農協：豊浦支店・中央支店・聖籠支店
ささかみ農協：本 所 北蒲みなみ農協：本店・京ヶ瀬支店
新津さつき農協：新津支所 新潟みらい農協：亀田支店・横越支店

◆銀行等

北越銀行、第四銀行：全 店 新発田信用金庫：豊栄支店・豊栄北支店
はばたき信用組合：豊栄支店 きらやか銀行：豊栄支店 ゆうちょ銀行

※事前申込が必要ですのでご希望の方は会計係までご連絡下さい。

※『賦課金領収証』は第2期口座振替後に一括して12月上旬に発送させていただきます。

こんな時には、必ず届出してください!!

- ・組合員が死亡された場合
- ・農地を売買・贈与・交換・相続等した場合
- ・農業者年金を受給のため経営移譲した場合
- ・住所や組合員名を変更した場合
- ・地目変更（農地転用等）をした場合

※土地改良区の台帳は、組合員からの異動通知により変更されます。この手続きをしないと組合員資格や賦課令書等の名義が直らないまま処理されます。

※農業委員会への届出だけでは土地改良区の台帳は異動しません。

※土地改良法第42条権利義務の継承（売買・交換等）により未納賦課金もそのまま受け継がれることとなりますので権利等異動される場合はご確認ください。

用紙は土地改良区にありますので印鑑を持参のうえ、手続き願います。